

公立大学法人滋賀県立大学バイオセーフティ専門委員会設置要綱

(設置および趣旨)

- 第1条 公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第1項の規定に基づき、バイオセーフティ専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を置く。
- 2 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議または調査し、研究推進委員会に報告または助言を行う。
- (1) 病原体等の安全管理に関する理論的、技術的事項に関すること。
 - (2) 病原体等の病原性レベルの分類に関すること。
 - (3) 実験室および管理区域の安全設備に関すること。
 - (4) 病原体等の保管、分与および取扱いに関すること。
 - (5) 健康管理に関すること。
 - (6) 事故発生の際の必要な措置等に関すること。

(組織)

- 第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 研究を所掌する理事
 - (2) 遺伝子組換え実験安全専門委員会の委員
 - (3) その他理事長が必要と認める者
- 2 前項第2号に定める委員の任期は、遺伝子組換え実験安全専門委員の任期と同一とする。
- 3 第2項第3号に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。
- 4 専門委員会に委員長を置き、研究を所掌する理事をもって充てる。
- 5 委員長は、専門委員会を召集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員の中から選ばれた者が職務を代行する。
- 7 専門委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 原則として、会議は遺伝子組換え実験安全専門委員会と同日に行う。

(事務)

- 第4条 専門委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、研究推進委員会が定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。